令和８年度コミュニティ助成事業申込書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　令和７年　　月　　日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 団　体　名 |  | 代表者名 |  |
| 代表者の住所 | 〒唐津市 |
| 電話番号 | （　　　　　　） |
| 助成区分 | 助成事業を〇で囲んでください。・一般コミュニティ助成事業　・コミュニティセンター助成事業・青少年健全育成助成事業　　・地域防災組織育成助成事業 |
| 団体の活動の内容 | ※行事、清掃、子どもクラブ敬老会など、地域の活動内容を記入。 |
| 事業費総額 | ￥ | 助成申請額※10万円未満切捨 | ￥ |
| 事業内容 | 事業の名称 | 例）テーブルと椅子を購入するとき…「テーブル他コミュニティ活動備品の整備」 |
| 事業期間 | ※**令和８年７月１日から令和９年１月３１日**までの範囲で実施してください。令和８年　　月　　日から令和　年　　月　　日まで |
| 保管場所 | ※備品を保管・設置する場所を記入。例）名称：○○地区公民館　　地番：唐津市西城内１－１所有者：○○区長　唐津　太郎・名称　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）・地番　（ 唐津市　　　　　　　　　　　　　　　　）・所有者（　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　）・使用承諾の有無 （　有　・　無　・　承諾予定　）・権利部（乙区）の有無（　有　・　無　） |
| 備品の管理方法 | ※以下のうちいずれかを選択し〇を付けてください。１．管理責任者を選任し、使用のときは許可を受ける。２．その他の方法で管理する。（方法：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 内容 | ※購入する備品の内容と数量を具体的に記入。 |
| 対象者 | ※地区住民全員が対象となるときは「○○地区住民」と記入。 |
| 助成事業の趣旨・目的 | ※備品を整備する理由や目的を記入（緊急性・必要性・重要性）。 |
| 事業の効果 | ※備品を整備することで得られる効果（メリット）を記入。 |
| 助成事業の活動実績 | ※過去にコミュニティ助成事業を活用した経験があれば概要を記入。なければ「申請事業の分野で過去にどのような事業を実施してきたか」を記入。 |

* 宝くじの社会貢献広報のため、備品に「クーちゃん」マークを付ける必要があります。別紙の**「宝くじの社会貢献広報の仕方」**に準じ、ペイント・印刷による表示、布製ステッカーの縫い付け表示（布生地への表示に限る）をお願いします。

（コミュニティセンターについては、固定プレートによる表示を原則とします。）

なお、ステッカーの購入費など、表示のための経費は助成対象になりますので、事業者に見積もりを依頼されるときはご注意ください。

申込書提出に必要な添付書類

◎･･･必須なもの　 〇･･･事業内容によって必要なもの

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 書類名 | 一般 | コミセン | 青少年 | 地域防災 | 備考 |
| 地区の規約（会則） | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |  |
| **令和７年度**の地区の事業計画・予算書 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | 地区の総会資料など。 |
| 見積書（**２者以上**） | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | それぞれコピーを１部ずつ。 |
| 事業内容に関する資料（備品のカタログなど） | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | カタログは、カラーコピーでお願いします。 |
| 保管場所の位置図 | ◎ |  |  | ◎ | ゼンリン地図など。 |
| （必要により）保管場所の使用承諾書 | 〇 | ◎ |  | 〇 | 地区公民館以外の場所に保管するときなどに必要です。 |
| 土地登記簿謄本 | 〇 | ◎ |  | 〇 | 土地を必要とする場合にコピーの提出が必要です。（申込日前３ヶ月以内発行のもの） |
| 公図 | 〇 | ◎ |  | 〇 | 土地を必要とする場合にコピーの提出が必要です。（申込日前３ヶ月以内発行のもの） |
| 建物工事に関する図面 |  | ◎ |  |  | 平面図・立面図など。 |
| 財源に関する資料（資金積立計画等） |  | ◎ |  |  | 預金通帳のコピーなど、自己資金分の財源が分かる資料。 |
| 議事録（総会資料等） |  | ◎ |  |  | コミュニティセンター建設の決定に対する**地区住民の総意**が分かる資料のコピー。 |
| 助成対象事業に関する経費の内訳が分かる資料 |  |  | 〇 |  | 収支の内訳が分かる資料。（事業予算書等） |

申込時の注意事項

※申込する事業は、各団体において合意された内容とし、事業費（助成申請額）の

積算に使用する**見積金額は事業を実施する最終的な見積**とし、事業実施時に差異

が生じないようにしてください。

※「市報からつ」へ事業等の掲載が必要なため、**令和９年１月３１日**までの範囲で

事業が実施できるようにしてください。